

第3回大洗町議会定例会のお知らせ —常任委員会が傍聴できます—

おかげさまで町民の皆様の議会傍聴がたいへん多くなっております。

ついては、9月議会の日程をお知らせいたします。

町の現状と議会の流れを知る良い機会です。皆さんお誘いあわせの上、傍聴にお越しくください。

第3回大洗町議会定例会会期 9月24日(水)～10月8日(水)

9月24日(水)	本会議 9:30	議案審査
9月25日(木)	本会議 9:30	一般質問
9月26日(金)	本会議 9:30	一般質問
9月29日(月)	常任委員会 9:00	文教厚生
9月30日(火)	常任委員会 9:00	文教厚生
10月 1日(水)	常任委員会 9:00	建設経済
10月 2日(木)	常任委員会 9:00	総務
10月 3日(金)	常任委員会 9:00	総務
10月 8日(水)	本会議 9:30	常任委員会審査報告等

場 所 本会議：役場3階 議場
常任委員会：役場3階 会議室

問 合 せ 議会事務局 (内線 302)

健診のお知らせ

[40歳～74歳の社会保険組合等に加入している皆様へ]

現在、各健康診査が、地区対象で始まっています。

①社会保険組合等の被扶養者の方は、今年度から町の集団健診で特定健診(血圧・血液・心電図・尿など)を受診するのに、特定健診の受診券と、健康保険証が必要です。(特定健診の受診券は加入されている医療保険者から発行してもらってください。)

②社会保険組合等に加入しているご本人の方は、今年度から町ではなく、加入されている医療保険者が行う特定健診を受診していただくようになります。

③8月上旬に送付した、オレンジ色のがん検診等受診券では、胸部レントゲン・前立腺検診・肝炎ウイルス検診のみの健診となります。

お手数おかけしますが、よろしくお願いたします。

健康増進課 ☎ 266-1010

祝町敬老マッサージのお知らせ

大洗町盲人福祉協会では、無料の鍼・マッサージを行っております。

日 時 9月28日(日) 9:30～11:30

場 所 祝町集会所

対 象 祝町地区の65歳以上の高齢者・身体障害者

定 員 30名

締 切 日 9月24日(水)

申込み/問合せ 大洗町社会福祉協議会 ☎ 266-3021

『遺言と成年後見制度に関する説明会』のお知らせ

成年後見制度がスタートして8年が過ぎ、この制度に関する講座や相談会を開催してまいりました。本制度に関するご質問と併せて遺言に関するご質問も多数いただいております。自己の判断能力が低下した後の財産管理に関する『任意後見契約』と死後における自分の財産に関する『遺言』とは、本人の自己決定という点で特に密接な関係があることから、双方に精通している法律専門職能団体として、下記説明会を開催いたしますので、ぜひ、この機会に説明会に参加下さい。

主 催 (社)成年後見センター・リーガルサポート
茨城支部

日 時 9月20日(土) 13:30～15:15

会 場 茨城県総合福祉会館 多目的ホール
水戸市千波町1918番地

対 象 者 遺言及び成年後見制度に関心のある方

内 容 ●遺言の実務 ●成年後見人の概要

申込方法 ☎ 302-3166

FAX 302-3177

メール ls35@legal-support.or.jp

氏名、住所、電話番号を入力の上送信下さい。

締 切 9月17日(水)

住宅・土地統計調査の実施

10月1日、全国で住宅・土地統計調査が行われます。この調査は住宅・土地に関する最も基本的な調査で、国や都道府県・市区町村が生活基本計画やまちづくり施策などを立案するための大切な資料となります。対象となった世帯には、知事が任命した調査員が調査票を持ってお出かけいたしますので、調査票への記入をお願いします。

なお、調査内容は統計を作成するためのみに使用するもので、その他の目的には一切使用しません。

問 合 せ 町長公室企画調整係 (内線 215)

「消火栓」や「防火水槽」などの付近は駐車禁止です！

「消火栓」や「防火水槽」は、道路や歩道などに設置されており、その位置を示すため、標識を掲げているもの、路上やフタにマーキングをしている物などがあります。

これらの消防水利等の周辺への駐車は、道路交通法で禁止されています。

また、消防隊は定期的に調査や点検・整備を行い、いっどこで火災が発生しても、直ちに消火活動ができる体制をとっていますが、火災発生時に「消火栓」や「防火水槽」付近への違法な駐車車両が障害となり、消防活動を妨げます。

違法な駐車は一刻を争う消防活動の障害になります。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

◆道路交通法で駐車を禁止している場所(消防関係)

- 1、消防水利の周辺
 - (1) 消火栓から5メートル以内の部分
 - (2) 消防用防火水槽の収水口や吸管等入孔から5メートル以内の部分
 - (3) 消防用防火水槽の側端やこれらの道路に接する出入口から5メートル以内の部分
 - (4) 指定消防水利(プール、池、井戸、河川等)の標識が設置されている位置から5メートル以内の部分
- 2、その他
 - (1) 消防用機械器具の置場(消防自動車等の車庫や消火用ホース格納箱等)の側端やこれらの道路に接する出入口から5メートル以内の部分
 - (2) 火災報知機から1メートル以内の部分
 - (3) 駐車車両の右側の道路の道路上に3.5メートル以上の余地がない場合

問 合 せ 大洗町消防本部 ☎ 266-1119